

警察法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を定める。(附則)

第二十九項関係)

二 この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)